

こんな事実認定と理由でボーナスカット!!

昨年12月20日に、3名の組合員の期末手当5%カットについて地方苦情処理会議が開催されました。

この苦情処理会議の内容を組合側苦情処理委員から当該組合員に報告しましたが、報告を聞いた3名の組合員は、怒り心頭です。

3名の組合員が編集者に語った「非違行為」と認定された内容

- 5月ごろ、仕業検査時に保護メガネを着用しなかった。
- 6月ごろ、保守情報の確認喚呼を失念した。
- 6月ごろ、部品の員数管理に不備があった。
- 9月ごろ、EGS「切」動作の確認喚呼を誤った。
- 6月ごろ、側引戸検査時安全带未使用。
- 6月ごろ、交検時、一本リンクと台車ストッパーの確認喚呼失念。
- 8月ごろ、交検時、高さ調整弁の確認喚呼誤り。
- 9月ごろ、交検時、工具使用札の掲出失念。
- 4月ごろ、構内入換時、洗浄線通過速度超過。
- 5月ごろ、構内入換時、操縦担当者確認チェック表一部失念。
- 5月ごろ、仕業検査時、チェックシートの記入誤り。
- 6月ごろ、仕業検査時、電圧計を確認失念、直流電圧計の確認誤り。
- 8月ごろ、工具使用札の掲出失念。

儀礼的な苦情処理会議は許さない!!

3名の組合員は

- ◆ 何月ごろというだけで何時の事なのかわからない。
- ◆ 「非違行為」と認定した管理者がだれかもわからない
- ◆ これでは、ねつ造されてもわからない。
- ◆ 休憩場所で保護眼鏡を外したことも非違行為とされたらたまらない。
- ◆ 会社側委員が「内容説明はこれで十分」と言ったらしいが開き直りだ。
- ◆ 結果の通知書も出さないとはどういうことだ。

と、憤懣やるかたない心情を話してくれました。

新幹線地本は「このままでは気持ちがおさまらないので、なんとかしたい」との3名の組合員の意見を尊重し、組合員・分会・地本が連携し、あらゆる手段を駆使してたたかいを推し進めます。